

利用上の注意

本報告書は、調査期日2020年3月31日現在で実施した「2020年経済産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

経済産業省企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 経済産業省企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施する。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3000 万円以上のもの(以下「調査企業」という。)

〔対象となる分類〕

- ① 大分類C－鉱業, 採石業, 砂利採取業
- ② 大分類E－製造業
- ③ 大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業(中分類 35－熱供給業及び中分類 36－水道業を除く。)
- ④ 大分類G－情報通信業(別表に掲げるもの)
- ⑤ 大分類I－卸売業, 小売業
- ⑥ 大分類J－金融業, 保険業(別表に掲げるもの)
- ⑦ 大分類K－不動産業, 物品賃貸業(別表に掲げるもの)
- ⑧ 大分類L－学術研究, 専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑨ 大分類M－宿泊業, 飲食サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑩ 大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業(別表に掲げるもの)
- ⑪ 大分類O－教育, 学習支援業(別表に掲げるもの)
- ⑫ 大分類R－サービス業(他に分類されないもの)(別表に掲げるもの)

＜別表＞

G－情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J－金融業, 保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業, 割賦金融業
K－不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)
L－学術研究, 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M－宿泊業, 飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店(細分類7622-料亭、小分類765-酒場, ビアホール及び小分類766-バー, キャバレー, ナイトクラブを除く)、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業

N－生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-その他の公衆浴場業は除く。)、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く。)及び小分類805-公園、遊園地
O－教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
R－サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業(別掲を除く)、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業(小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く。)

4. 調査期日及び期間

- (1) 2020年調査の調査期日は2020年3月31日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の1年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の概要(名称及び所在地、資本金額又は出資金額、設立形態及び設立時期、決算月)
- (2) 事業組織及び従業者数
- (3) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (4) 資産・負債及び純資産並びに投資
- (5) 事業内容
- (6) 取引状況
- (7) 事業の外部委託の状況
- (8) 研究開発、能力開発
- (9) 技術の所有及び取引状況
- (10) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、対象となる企業に調査票を配布し、調査対象企業が記入、提出する郵送調査により実施した。平成16年調査よりオンラインによる調査票提出を行っている。

7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「2020年経済産業省企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として2020年経済産業省企業活動基本調査結果「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本調査結果(第1巻 総合統計表)は、「5. 調査事項」のうち、「(3) 親会社、子会社・関連会社の状況」、「(6) 取引状況」以外の事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的に

あてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、石油・鉱物卸売業、産業機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、①鉱産品の販売、②製造品の販売、加工賃収入、③電気・ガス事業収入、④情報通信事業収入、⑤卸売・小売の売上、⑥クレジットカード業、割賦金融業事業収入、⑦物品賃貸業事業収入、⑧学術研究、専門・技術サービス業事業収入、⑨飲食店売上、⑩生活関連サービス業、娯楽業事業収入、⑪個人教授所収入、⑫サービス事業収入、⑬その他の事業収入に分けて、これらを①～⑬ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」、「サービス業（その他のサービスを除く）」、「サービス業（その他のサービス業）」、「その他の産業」）を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい販売品目（事業収入）で産業（小分類）を決定している。

(3) 用語の使い方

本調査結果において、それぞれの産業の内訳をみる場合には、食料品製造業、繊維品卸売業、織物・衣服・身の回り品小売業という用語を用いる。

(4) 統計表の『合計』について

統計表の『合計』は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」及び「サービス業（その他のサービスを除く）」の計。『サービス業（その他のサービスを除く）』は「廃棄物処理業」、「機械等修理業」、「職業紹介業」、「労働者派遣業」、「ディスプレイ業」、「テレマーケティング業」、「その他の事業サービス業」の計である。

また、統計表の『総合計』は、「合計」、「サービス業（その他のサービス業）」、「その他の産業」の計である。

(5) 統計表の『映画・ビデオ制作業(※)』、『411 映画・ビデオ制作業(※)』について

平成22年調査より分類番号「411 映画・ビデオ制作業（アニメーション制作業を含む）」から「418 テレビジョン番組制作業」を分割した。ただし、集計上は、「映画・ビデオ制作業(※)」、「411 映画・ビデオ制作業(※)」と表章し、「411 映画・ビデオ制作業（アニメーション制作業を含む）」と「418 テレビジョン番組制作業」の計としているため、前年度比較を可能としている。

(6) 概況の記載方法

概況の文中において以下のように記載している。

鉱業、採石業、砂利採取業	→	鉱業・採石業・砂利採取企業
クレジットカード業、割賦金融業	→	クレジットカード業・割賦金融企業
学術研究、専門・技術サービス業	→	学術研究・専門・技術サービス企業
生活関連サービス業、娯楽業	→	生活関連サービス業・娯楽企業

サービス業(その他のサービス業を除く) → サービス業(※)
紙、紙製品卸売業 → 紙・紙製品卸売企業

(7) 産業分類及びその事業活動の例示

産業分類及びその事業活動の例示については、表「経済産業省企業活動基本調査品目・事業分類及び親会社分類表」を参照のこと。

なお、概況の図の中では、次の略称を用いている。

産業分類	略称	産業分類	略称
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	衣服・身の回り品卸売業	衣服卸
		食料・飲料卸売業	食料卸
食料品製造業	食料	自動車卸売業	自動車卸
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	電気機械器具卸売業	電気卸
繊維工業	繊維	その他の機械器具卸売業	他機械卸
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	医薬品・化粧品等卸売業	医薬卸
家具・装備品製造業	家具		
パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	飲食料品小売業	食料小
印刷・同関連業	印刷	自動車・自転車小売業	自動車小
化学工業	化学	機械器具小売業	機械小
石油製品・石炭製品製造業	石油	医薬品・化粧品小売業	医薬小
プラスチック製品製造業	プラ	燃料小売業	燃料小
ゴム製品製造業	ゴム		
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	電気・ガス業	電気ガス
窯業・土石製品製造業	窯業	クレジットカード業・割賦金融業	クレジット
鉄鋼業	鉄鋼	物品賃貸業	物品賃貸
非鉄金属製造業	非鉄	学術研究、専門・技術サービス業	学術研究
金属製品製造業	金属	飲食サービス業	飲食サ
はん用機械器具製造業	はん機	生活関連サービス業、娯楽業	生活サ
生産用機械器具製造業	生産機	個人教授所	個人教授
業務用機械器具製造業	業務機	サービス業(その他のサービス業を除く)	サービス業(※)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子		
電気機械器具製造業	電気		
情報通信機械器具製造業	情報		
輸送用機械器具製造業	輸送		
その他の製造業	他製		

2. 統計表及び集計項目の説明

(1)「従業者数」は、2019年度末の数である。

- 1)「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)をいう。
- 2)「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇している人をいう。
- 3)「うち、正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち、「正社員」、「正職員」として処遇している人以外の、「パート」、「アルバイト」、「契約社員」などの雇用形態として処遇している人をいう。
「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)(就業時間換算)」とは、パート・アルバイトなどを正社員・正職員の就業時間で、換算した人数をいう。
- 4)「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている(主として負担している)国内及び海外の親会社、子会社関連会社等への出向者をいう。
- 5)「臨時雇用者」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいい、常時従業者数には含まれない。
- 6)「(受入れ)派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係

のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約のもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業者をいい、従業者数計には含まれない。

7) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

(2)「事業所数」は、2019年度末の数である。

「事業所」とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次のア、イの要件を備えているものをいう。

ア. 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所、すなわち一区画を占めて行われていること。

イ. 物の生産及びサービスの提供が人及び設備を有して、継続的に行なわれていること。

すなわち、事業所とは、一般的に、工場、鉱業所、商店、営業所などと呼ばれるものをいう。

1) 「本社・本店」とは、企業の事業全体を管理、統括、運営している事業所をいう。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所(場所)を本社・本店としている。

2) 「本社機能部門」の定義は次のとおりである。

調査・企画部門 事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門。

情報処理部門 自社のための社内業務として行っているシステム開発、プログラム作成、オペレーション、計算機処理、キーパンチ、データ書き込み等の業務を専門的に行っている部門。

研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究(設計、デザインを含む新製品の試作等)を行っている部門。

国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門。

その他の部門 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門。有給役員も含む。

3) 「現業部門」の定義は次のとおりである。

製造・鉱山、電気・ガス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、製品の製造加工を行っている部門。本社・本店の同一敷地内における鉱業部門。電気事業法、ガス事業法の適用を受けて行う発電・保守業務及びガスの製造を行っている部門。電気事業法、ガス事業法の適用を受ける事業に関わる本社・本店の同一敷地内において、電気事業、ガス事業を行っている部門。

商業事業部門 本社・本店の同一敷地内において、商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門。ただし、貿易業務等が海外事業部として独立している場合は「国際事業部門」になる。

飲食店部門 本社・本店の同一敷地内において、注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる部門。

情報サービス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス、映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、新聞の発行、書籍等の出版、レコード制作、ラジオ番組制作の業務を行っている部門。

サービス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、サービスを提供する事業を行っている部門。

その他の部門(上記以外の部門) 本社・本店の同一敷地内において、クレジットカード事業・割賦金融事業を行っている部門。本社・本店の同一敷地内において、外国語会話教室、フィットネスクラブ、カルチャー教室(総合的なもの)の業務を行っている部門。本社・本店の同一敷地内における上記以外の現業(駐車場業、宿泊業、電気通信業、放送業、医療・福祉業、教育・学習支援業、農林水産業、建設業、運輸、不動産業等)部門。

4) 「本社・本店」以外の事業所において、同一敷地内で複数の事業活動を行っている場合は、主たる事業活動によって区分している。

製造・鉱業、電気・ガス事業所 製品の製造加工を行う事業所(工場、作業所等)。鉱業の採掘、採石する事業所及びこれらの選鉱、処理等を行う事業所。電気事業法・ガス事業法の適用を受ける電気・ガス事業設備(発電所、送電設備、変電設備、ガス製造設備、ガス供給設備の導管ネットワークセンター、附帯事業設備の冷暖房センター等)。電気事業法、ガス事業法の適用を受ける企業の支社、支店、営業所。

商業事業所(商業店舗、鉱業・製造業の支社、支店、営業所等) 商品(原材料・半製品を含む)の仕入(購入)、販売を行っている卸売業の事業所、小売店舗。また、鉱工業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(支社、支店、営業所等)。ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、自動車販売店等が含まれる。

飲食店 料理、その他の食料品を注文により直ちにその場で飲食させる事業所。

情報サービス事業所 システム開発、プログラム作成、オペレーション、計算機処理、キーパンチ、データ書き込み等の情報処理・提供、インターネット附随サービス等の業務を専門的にを行っている事業所。情報サービス業以外の企業で独立した情報処理センター等、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業、レコード制作業、ラジオ番組制作業を行っている事業所。

サービス事業所 主として個人又は事業所に対して技能・技術・施設を提供するサービス、物品の賃貸を行っている事業所。写真業、冠婚葬祭業、娯楽業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、エンジニアリング業、旅行業、デザイン業、建物サービス業等の事業所。製造業、卸売・小売業等の商品展示所、サービスセンター等。

研究所 基礎研究、応用研究、開発研究(設計、デザインを含む新製品の試作等)を行っている事業所。

倉庫・輸送・配送等事業所 倉庫業、貨物輸送業、運輸代理店等を行っている事業所。本社・本店以外の独立した場所にある自社用の倉庫、配送センターも含む。

その他(上記以外の事業所) クレジットカード業、割賦金融業を行っている事業所。外国語会話教室、フィットネスクラブ、カルチャー教室(総合的なもの)を行っている事業所。駐車場業、宿泊業、電気通信業、放送業、医療・福祉業、教育・学習支援業(各種学校、動物園、博物館、学習塾、スイミングスクール等)、農林水産業、建設業、不動産業等を行う事業所。

5) 「海外支社、支店、駐在所等」とは、海外の支社、支店、駐在所等をいい、海外現地子会社・関連会社などの独立した法人は、含まない。

(3) 「企業の設立形態」は以下の区分による。

新規設立 合併、分割又は企業組織の変更以外の理由(新規事業の創設等)により新設されたものの。

新設合併 2つ以上の企業が合併して、新たに設立されたもの。

新設分割 1つの企業が2つ以上の企業に実質的に分割されて、新たな名称(社名)で設立されたもの。

その他 上記以外の理由によるもの。

(4) 「売上高」とは、営業収入・営業収益をいう。

- ・自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高、加工賃収入額、卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高、サービス事業収入額、その他の事業収入額の合計額（建設業においては、完成工事高）。
- ・サービス業においては、営業収入（益）の合計額。
- ・電気業においては、電気事業営業収益、付帯事業収益等の合計額。
- ・ガス業においては、製品売上高、営業雑収益、付帯事業収益等の合計額。
- ・クレジットカード業・割賦金融業においては「営業収益」の額。

部門別売上高の区分は次のとおりである。

鉱産品	自社で産出し、販売した鉱産品の売上高。
製造品	自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額。
卸売・小売業	他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額。
宿泊、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービスにおける売上高。
電気・ガス・熱供給・水道事業	電気・ガス・熱供給・水道事業による収入額。
金融・保険事業	クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額。
情報・通信事業	情報の伝達、情報の処理、提供及び新聞業、出版業などの事業による収入額。
教育・学習支援事業	学校教育及び学習支援、教養、技術、技能等を教授する事業による収入額。
サービス事業	サービスを提供する事業による収入額。
その他の事業	上記以外の農林水産業、建設業、運輸業、不動産業などの事業による収入額。

(5)「営業費用」等の内訳は次のとおりである。

売上原価	売上高に対応する原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高。 建設業においては、完成工事高に対応する完成工事原価。 サービス業においては、営業収入（益）に対応する営業原価。 クレジットカード業・割賦金融業においては「金融費用」も含める。 電気・ガス業においては、売上高、営業収益、営業雑収益、付帯事業収益等に対応する製造原価（製造業に要した発電費等、送電費等、材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高、受注工事費用、器具販売費用。
販売費及び一般管理費	販売及び一般管理業務に関して発生した費用。 販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、保管費、販売及び一般管理業務に従事する従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費、販売費、一般管理部門関係の交際費、交通費、通信費、光熱費、消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料。電気・ガス業においては収入課税の事業税も含める。
広告宣伝費	販売促進のための新聞、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベントなどの費用。
荷造運搬費	荷造運搬費＝「自社で発送した費用」＋「外部運送業者への委託費」 鉱産品・製造品・商品の梱包のための荷造運搬費、荷造費及び運送費用など。
減価償却費	減価償却費＝売上原価（減価償却費）＋販売費・一般管理費（減価償却費） 当該年度に「固定資産の償却費」として計上された金額。
給与総額（賞与を含む）	常時従業者に係る給与総額。賞与は含むが退職金は含まない。 給与総額＝売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）＋販売費及び一般管理費（給料＋賞与＋役員報酬・賞与＋引当金等）

労務費、給料、手当、賃金、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、営業費用から支払われる役員報酬、役員賞与(役員賞与引当金繰入額を含む)等の合計額。

福利厚生費(退職金を含む) 当該年度に支払うべき法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給与支払額(退職給付費用を含む)等の総額。

動産・不動産賃借料 賃借料＝「動産賃借料」＋「不動産賃借料」
動産賃借料(鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケースなど)、端末機を含むコンピュータの賃借料、土地、建物の賃借料。

租税公課 租税公課＝「固定資産税」＋「自動車税」＋「印紙税」＋各種団体の「賦課金」等ガス、電気事業の「営業上負担すべき事業税」を含む。
法人税、住民税、所得課税の事業税は含まない。

情報処理・通信費 情報処理・通信費＝「情報処理経費」＋「通信費」
リース契約による支払リース料、端末機を含むコンピュータの賃借料も含む。

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引、為替差益など。

営業外費用 支払利息、手形売却損、有価証券売却損、社債利息、貸倒損失、為替差損など。

うち、支払利息等 支払利息等＝「支払利息」＋「手形売却損」＋「社債利息」＋「社債発行差金償却」＋「コマーシャルペーパー利息」

銀行その他の金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金利息、社債利息、手形売却損(受取手形の割引料)。

支払リース料 当該年度1年間にリース契約に基づいて支払った金額。

リース契約とは、長期間にわたり、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(6)「仕入高」とは、売上原価のうち原材料仕入高、商品仕入高のモノの合計をいう。

モノの輸出額 自社名義で通関手続を行ったモノの輸出額。

モノの輸入額 自社名義で通関手続を行ったモノの輸入額。

他社経由(貿易商社名等)で行った輸出・輸入は、国内取引とみなす。

サービス取引(運輸、通信、建設、保険、金融、情報、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等)については含めない。

(7)「経常利益」は、次式による。

「経常利益」＝売上高－売上原価－販売費及び一般管理費＋営業外収益－営業外費用

(8)「付加価値額」は、次式による。

「付加価値額」＝営業利益＋減価償却費＋給与総額＋福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課

(9)「資産・負債及び純資産」は、2019年度末の数値である。

1)「資産」の内訳は次のとおりである。

流動資産 現金及び預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、短期貸付金、前渡金、前払費用、未収入金、未収収益、繰延税金資産など。

うち、棚卸資産 期末における製品または商品、仕掛品・原材料・貯蔵品(購入部分品を含む)の在庫高の合計金額。

有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等の減価償却累計控除後の金額、建設仮勘定の合計金額。

うち、土地以外 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等の減価償却累計控除後の金額、建設仮勘定の合計金額。

無形固定資産 営業権(のれん)、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、借地権、地上権、商標権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアなど。

うち、ソフトウェア ソフトウェアの減価償却累計控除後の金額。

投資その他の資産 投資有価証券、子会社株式、出資金、長期貸付金、長期前払費用、ゴルフクラブ等の会員権、投資不動産、繰延税金資産など。

繰延資産 創立費、開業費、株式交付費、社債発行費、開発費未償却残高など。

2) 「負債」の内訳は次のとおりである。

流動負債 支払手形、買掛金、短期借入金、引当金(賞与・工事補償・修繕など短期のもの)、未払金、前受金、預り金、未払費用、前受収益、未払法人税等、繰延税金負債など。

うち、支払手形・買掛金 通常の営業取引に基づいて発生した手形債務、通常の営業取引に基づいて発生した未払金。

うち、短期借入金(金融機関) 金融機関から借入金のうち、1年以内に期限の到来するもの。

うち、短期借入金(金融機関以外) 金融機関以外からの借入金のうち、1年以内に期限の到来するもの。

固定負債 社債、長期借入金、引当金(退職給付・特別修繕引当金等の長期性のもの)、繰延税金負債など。特別法上の準備金(又は引当金)を含む。

うち、社債(転換社債を含む) 社債(転換社債を含む)の未償還残高

うち、長期借入金(金融機関) 金融機関から借入金のうち、1年以内に期限の到来しないもの。

うち、長期借入金(金融機関以外) 金融機関以外からの借入金のうち、1年以内に期限の到来しないもの。

3) 「純資産」の内訳は次のとおりである。

資本金 資本金又は出資金。

資本剰余金 資本準備金(株式払込剰余金、合併差益等)とその他の資本剰余金など。

利益剰余金 利益準備金、任意積立金、△欠損金など。

自己株式 自社の発行済み株式のうち、自社で保有している株式(控除項目のため、マイナス表示)。

その他 土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金など。

(10) 「固定資産の増減」は次のとおりである。

有形固定資産の当期取得額 当該年度1年間における有形固定資産の購入、自家建設等による取得価格。

うち、情報化投資 複写機、その他の事務機械、電気音響機器、電子計算機など。

有形固定資産の当期減少額 当該年度1年間における有形固定資産の売却、除却、廃棄、滅失等による減少額。

無形固定資産の当期取得額 当該年度におけるソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規計上した額と、有償で取得した営業権(のれん)、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権等の無形固定資産の増加分の合計。

無形固定資産の当期減少額 当該年度1年間における無形固定資産の売却、除却、廃棄、滅失等に

による減少額(取得原価による)。

(11) 親会社、子会社・関連会社、外資系企業及び純粋持株会社

1) 親会社、子会社・関連会社

「親会社」とは、企業の議決権の50%を超えて所有している会社をいう。ただし50%以下であっても、経営を実質的に支配している場合も含む。

「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)及び50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。

「関連会社」とは、ある会社(親会社)が20%以上50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。

なお、平成19年調査から定義の見直しを行い、これまで議決権所有割合だけで判定していたものを、実質支配の形に変更した。

2) 親会社との連結関係

連結子会社(親会社が連結決算している) 決算において親会社の決算に連結される会社等。

非連結子会社(親会社が連結決算している) 連結の範囲では、子会社と判断されるが、連結子会社には該当しない会社。

3) 子会社・関連会社の増加、減少

2019年4月以降における子会社及び関連会社の増加又は減少した社数。

新規設立 新規事業の創設などにより新設された場合。

分社化 事業又は組織の一部を分離し、別会社(子会社・関連会社)を設立した場合。

買収 議決権を所有した場合。

閉鎖・廃業 事業活動を停止し、継続しない場合。

統合 子会社・関連会社間の合併等の場合。

売却 議決権を他社に譲渡した場合。

4) 「外資系企業」とは、企業の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合が1/3を超える企業をいう。

5) 「純粋持株会社」とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによってそれらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいう。

純粋持株会社が所有する子会社等の事業活動に付帯する業務及び関連業務として、以下に示す業務の例は、「事業活動を営むことを目的としない」と解釈する。

- ・有価証券の保有、売買、投資並びに運用業務。
- ・資産運用及び管理に係わるコンサルティング業務。
- ・金銭の貸与、その代理及び貸借の媒介並びに保証。
- ・特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買。
- ・不動産の賃貸、売買及び仲介。
- ・〇〇の研究等。

(12) 「関係会社への投融資残高」とは、国内および海外の関係会社への投融資(関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計)残高をいう。関係会社への短期貸付金は含まない。

関係会社 子会社、関連会社及び親会社。

出資金 法人に対する拠出金。

株式	株券、社債券(転換社債及び新株引受権付債権を含む)、株式払込領収書など。
長期貸付金	運転資金、設備資金などで、返済までの期間が1年を超えるもの。

(13)研究開発、能力開発

1)「研究開発費」とは、研究、開発に伴う費用をいう。

研究 新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査。

開発 新しい製品・サービス・生産方法(以下、「製品等」という)についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること。

なお、本調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっている。ただし、製造現場で行われる品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削等の鉱物資源の開発といった特有の活動は、研究開発に含まれない。

2)「自社研究開発費」とは、自社の研究開発のために、自社において使用した研究開発費をいう。

- ・自社のための研究開発に従事する者の給与・賞与(退職金は除く)。
- ・研究開発に係る有形固定資産の減価償却費。
- ・自社の研究開発に係る原材料費、光熱費、消耗品費、その他の経費。
- ・ソフトウェアの制作費について、研究開発費として費用処理している場合を含む。

3)「委託研究開発費」とは、社外(国内・海外)に委託した研究開発費(委託費、賦課金など)をいう。

4)「受託研究費」とは、社外から受け入れた研究費(補助金、寄附金、交付金等を含む)をいう。

5)「研究開発関連有形固定資産当期取得額」とは、前述(10)にある「有形固定資産の当期取得額」のうち、研究開発に係る金額をいう。

6)「能力開発費」とは、講師・指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費、大学への派遣・留学関連費用、大学・大学院等への自費留学にあたっての授業料の助成等を含む。

(14)技術の所有及び取引状況

1) 特許権等の「所有しているもの」とは、企業の開発如何に関わらず、企業が登録料を継続的に支払っていることをいう。

「うち、使用しているもの」とは、自社で所有しているもののうち、自社で実施しているもの及び他社に実施許諾等しているものの合計。

「うち、自社開発のもの」とは、使用しているもののうち、自社で開発したことをいう。

2) 特許権等の定義は次のとおりである。

特許権 発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。

実用新案権 物品の形状、構造、組み合わせの考案であって、実用新案法による登録をしたもの。

意匠権 物品の形状、模様、色彩についての美感をおこさせるデザインであって、意匠法による登録をしたもの。

3)「技術取引」とは、内外企業との間に、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウや技術指導などの技術の受け入れ、技術の提供をいう。

「受取金額」及び「支払金額」とは、新規・継続を問わず2019年度1年間に、国内又は海外の企業との間に技術の提供・受入れ行った場合の対価の受取、又は支払った金額をいう。

著作権 コンピュータプログラム、映像、音楽、印刷物、イラスト、広告デザイン等の著作権。

その他 ノウハウ(特許権、実用新案権、意匠権の導入、供与に付随して取り引きされたノウハウは、ここに含めない)、技術指導、商標登録。

(15) 企業経営の方向

- 1) 「社外取締役」とは、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役もしくは執行役又は支配人その他の使用人ではなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役もしくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。
- 2) 「監査役(会)設置会社」とは、監査役(会)を置く株式会社又は会社法の規定により監査役(会)を置かなければならない株式会社をいう。
- 3) 「指名委員会等設置会社」とは、監査役を置かない代わりに、取締役の中に指名、監査、報酬の3委員会を置いている統治形態(コーポレート・ガバナンス)をいう。
- 4) 「監査等委員会設置会社」とは、監査役会に代わって過半数の社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会が取締役の職務執行の組織的監査を担う統治形態(コーポレート・ガバナンス)をいう。
- 5) 「ストックオプション制度」とは、会社が取締役等(経営に従事している執行役及び執行役員を含む)や従業員に対して、あらかじめ決められた価格(権利行使価格)で自社株を取得できる権利を付与し、取締役等や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度をいう。

(16) 統計表において、以下の略称を使用している。

「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」は、「油脂加工製品等(注)」と表記している。

「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機製造業」は、「計量器・測定器等(注)」と表記している。

「他に分類されない生活関連サービス業(791～798を除く)」は、「他に分類されない生活関連サービス業(注)」と表記している。

「スポーツ施設提供業(809に該当するものを除く)」は、「スポーツ施設提供業(注)」と表記している。

(17) 海外の各地域に属する国については、表「経済産業省企業活動基本調査国分類表」を参照のこと。

(18) 地域に関する統計表

企業の本社・本店の所在地によって集計したものである。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる企業については、実際に本社機能を有している場所を本社所在地としている。

(19) 参考表

産業構造の分析等に有益な資料として、経済産業省企業活動基本調査の調査事項を活用して掲載している。

①～③は、経常利益別の企業数、売上高、常時従業者数、④は、消費税の扱い、決算期別の企業数の集計表である。

3. 記号及び注記

(1) 統計表中の記号の「***」は集計値がないもの。

また、「x」は個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。

(2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。
なお、金額は原則として百万円単位で表章している。

(3) 企業数、事業所数、常時従業者数、子会社数、技術の所有件数は2019年度末の数値であり、売上高等は2019年度1年間の実績である。

(4) 「常時従業者数」の内訳(「うち正社員・正職員」+「うち正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」)と計は一致しない。一致しない人数には、有給役員等が含まれている。

(5) 「第2章 企業の収益構造」で使用している計算式は以下のとおりである。

- ・売上高当期純利益率＝当期純利益÷売上高×100
- ・売上高営業利益率＝営業利益÷売上高×100
- ・売上高経常利益率＝経常利益÷売上高×100
- ・純資産＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋自己株式＋純資産のその他
- ・総資本＝負債＋純資産
- ・総資本回転率＝売上高÷総資本
- ・ROE(自己資本利益率)＝当期純利益÷純資産×100 ※純資産を自己資本とみなして計算する。
- ・ROA(総資本利益率)＝当期純利益÷総資本×100
- ・当座比率＝当座資産[流動資産－棚卸資産]÷流動負債×100
- ・付加価値額＝営業利益＋減価償却費＋給与総額＋福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課
- ・付加価値率＝付加価値額÷売上高×100
- ・労働生産性＝付加価値額÷常時従業者数
- ・労働分配率＝給与総額÷付加価値額×100

(6) 調査結果に対する留意点

- 1) 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。
- 2) 前回の調査結果と比較する場合には、回収率及び調査対象数の違いに留意する必要がある。
本文の付表中に、前年・当年調査ともに回答のあった継続企業の計数、前年度比表を参考として掲載してある。
- 3) 経済産業省企業活動基本調査における資本金5億円以上の企業で、かつ財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」及び「費用の内訳」の一部について、財務省の同調査データを活用している。また、資本金10億円以上の企業で、かつ総務省「科学技術研究調査票」を提出した企業については、「研究開発費及び研究開発投資」について、総務省の同調査データを活用している。
- 4) 2018年調査票改正において、常時従業者の定義については「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿った見直しを行った。これにより、「うち正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」は以下のとおり定義変更したことから、2017年調査以前と比較する際には注意を要する。

	2017年調査	2018年調査
調査項目名	「うちパートタイム従業者」	「うち正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」
定義	パート・アルバイト	パート、アルバイト、嘱託、契約社員

(7) 調査の対象業種

- ・平成10年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。

- ・平成14年調査より、日本標準産業分類の改定(平成14年3月)に伴い、インターネット附随サービス業、テレビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。なお、表章については、インターネット附随サービス業は「情報処理・提供サービス業」に含まれる。
- ・平成16年調査より、デザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成19年調査より、写真業、学術・開発研究機関、洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画館、スポーツ施設提供業(一部を除く)、廃棄物処理業、民営職業派遣業、労働者派遣業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

4. 回収状況

調査対象企業数 37,162 社
 回収企業数 31,181 社(回収率 83.9%)
 有効回答企業数 29,295 社

産業別・従業者規模別回収率

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,162	29,295	—
合 計	34,711	27,945	80.5
鉱業、採石業、砂利採取業	38	32	84.2
製造業	15,003	12,712	84.7
電気・ガス業	153	141	92.2
情報通信業	3,265	2,460	75.3
卸売業	6,814	5,517	81.0
小売業	4,402	3,444	78.2
クレジットカード業、割賦金融業	83	77	92.8
物品賃貸業	389	302	77.6
学術研究、専門・技術サービス業	726	554	76.3
飲食サービス業	895	570	63.7
生活関連サービス業、娯楽業	1,054	691	65.6
個人教授所	21	14	66.7
サービス業(その他のサービス業を除く)	1,868	1,431	76.6
その他産業、対象外など	2,451	—	—

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,162	29,295	—
合 計	34,711	27,945	80.5
50人～99人	11,788	8,581	72.8
100人～199人	9,722	8,112	83.4
200人～299人	4,216	3,528	83.7
300人～499人	3,534	2,979	84.3
500人～999人	2,798	2,405	86.0
1,000人以上	2,653	2,340	88.2
その他産業、対象外など	2,451	—	—

5. 統計表の転載利用

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「2020年経済産業省企業活動基本調査結果」による旨を記載してください。

6. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室あてにご連絡ください。

住所 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
 電話 03-3501-1511(代表) 内線 2904
 03-3501-1831(直通)
 E-Mail qqcebh@meti.go.jp
 資料掲載(インターネット) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/index.html>

(経済産業省企業活動基本調査国分類表)

[ア ジ ア]		[中 東]		[ヨーロッパ]				[北 米]	
番号	国 名 等	番号	国 名 等	番号	国 名 等	番号	国 名 等	番号	国 名 等
101	インド	201	イラン	301	英国	401	CIS(注2)	501	アメリカ合衆国
102	パキスタン	202	イスラエル	302	フランス		(旧ソ連)	502	カナダ
103	バングラデシュ	203	クウェート	303	ドイツ	402	ポーランド	599	その他の北アメリカ
104	スリランカ	204	レバノン	304	ベルギー	403	チェコ		サンピエール
105	ミャンマー	205	サウジアラビア	305	アイルランド	404	スロバキア		及びミクロン(仏)
106	マレーシア	206	アラブ首長国連邦	306	スイス	405	ハンガリー		
107	シンガポール	207	アフガニスタン	307	ポルトガル	406	アルバニア		
108	タイ	208	バーレーン	308	オランダ	407	ルーマニア		
109	インドネシア	209	カタール	309	イタリア	408	ブルガリア		
110	マカオ	210	シリア	310	ルクセンブルク	499	その他の東欧		
111	フィリピン	211	イラク	311	スペイン		エストニア		
112	ラオス	212	オマーン	312	ギリシャ		ラトビア		
113	香港	299	その他の中東	313	マルタ		リトアニア		
114	台湾		イエメン	314	オーストリア				
115	ベトナム		ヨルダン	315	ノルウェー		(注2)		
116	大韓民国		パレスチナ	316	旧ユーゴスラビア(注1)		ロシア		
117	ネパール			317	デンマーク		アゼルバイジャン		
118	ブルネイ			318	アイスランド		アルメニア		
119	中華人民共和国			319	スウェーデン		ウズベキスタン		
199	その他のアジア			320	トルコ		カザフスタン		
	カンボジア			321	フィンランド		キルギス		
	モルディブ			322	キプロス		タジキスタン		
	東ティモール			399	その他の西ヨーロッパ		トルクメニスタン		
	ブータン				モナコ		ジョージア		
	北朝鮮				アンドラ		ウクライナ		
	モンゴル				アンデス(葡)		ベラルーシ		
					ジブラルタル(英)		モルドバ		
					サンマリノ				
					リヒテンシュタイン				
					パチカン				
					(注1)				
					セルビア・モンテネグロ				
					ボスニア・ヘルツェゴビナ				
					マケドニア				
					旧ユーゴスラビア共和国				
					クロアチア				
					スロベニア				

〔 中 南 米 〕				〔 アフリカ 〕				〔 オセアニア 〕	
番号	国 名 等	番号	国 名 等	番号	国 名 等	番号	国 名 等	番号	国 名 等
601	メキシコ	699	その他の中南米	701	エジプト	799	その他のアフリカ	801	オーストラリア
602	パナマ		ベリーズ	702	モロッコ		(つづき)	802	フィジー
603	エルサルバドル		タークス及び	703	ジンバブエ		モーリシャス	803	ニュージーランド
604	ブラジル		カイコス諸島(英)	704	リベリア		ナミビア	804	ニュー・カレドニア(仏)
605	アルゼンチン		バルバドス	705	タンザニア		南アフリカ共和国	805	パプアニューギニア
606	パラグアイ		キューバ	706	スーダン		レソト	806	サモア
607	チリ		ハイチ	707	ナイジェリア		マラウイ	899	その他のオセアニア
608	ペルー		米領ヴァージン諸島	708	コートジボワール		ボツワナ		他のオーストラリア領
609	ドミニカ共和国		蘭領アンティール	709	マダガスカル		英領インド洋地域		クック諸島
610	ベネズエラ		仏領西インド諸島	710	ケニア		コモロ		(ニュージーランド)
611	ボリビア		グレナダ	711	エチオピア		エリトリア		トケウラ諸島
612	バハマ		セントルシア	712	ザンビア				(ニュージーランド)
613	コロンビア		アンティグア・バーブーダ	713	ウガンダ				ニウエ島
614	グアテマラ		英領ヴァージン諸島	714	ガーナ				(ニュージーランド)
615	エクアドル		ドミニカ	715	カメルーン				バヌアツ
616	ニカラグア		モントセラト(英)	716	コンゴ民主共和国				ソロモン諸島
617	コスタリカ		セントクリストファー	717	ルワンダ				トンガ
618	トリニダード・トバゴ		・ネーヴィス	718	ガボン				キリバス
619	バミューダ(英)		英領アンギラ	719	シエラレオネ				ビットケルン(英)
620	プエルトリコ(米)		セントビンセント	720	ガンビア				ナウル
621	ホンジュラス		仏領ギアナ	721	モーリタニア				仏領ポリネシア
622	スリナム		フォークランド諸島及び	722	セネガル				グアム(米)
623	ジャマイカ		その附属諸島(英)	723	スワジランド				米領サモア
624	ガイアナ			724	リビア				北マリアナ諸島(米)
625	ケイマン諸島(英)			725	ギニア				マーシャル
626	ウルグアイ			726	ニジェール				バラオ
				727	チュニジア				ミクロネシア
				799	その他のアフリカ				ツバル
					セウタ及びメリア(西)				
					アルジェリア				
					西サハラ				
					トーゴ				
					ベナン				
					マリ				
					ブルキナファソ				
					カーボヴェルデ				
					カナリア諸島(西)				
					チャド				
					中央アフリカ				
					ギニアビサウ				
					赤道ギニア				
					コンゴ共和国				
					ブルンジ				
					アンゴラ				
					サントメ・プリンシペ				
					セントヘレナ及び				
					その附属諸島(英)				
					ジブチ				
					ソマリア				
					セーシェル				
					モザンビーク				